

公認障がい者水泳指導員等資格規程

一般社団法人日本パラ水泳連盟

(目的)

第1条 この規程は、一般社団法人日本パラ水泳連盟（以下「本連盟」という。）が養成する公認障がい者水泳指導員等（以下「指導員等」という。）の資格（以下「公認資格」という。）の種類を定めるとともに、公認資格に関する講習及び検定についての基準を定め、指導員等の資質の向上を図ることを目的とする。

(指導員等の種類)

第2条 本連盟が公認する指導員等は、初級指導員、中級指導員、上級指導員、研修教育指導員及びパラ水泳コーチの5種類とする。

(資格の付与)

第3条 公認資格を得ようとするものは、次に定める研修等を受講し、検定試験等に合格し、本連盟に登録することにより、本連盟からそれぞれの資格が与えられる。また、中級指導員資格以上の資格を得た者は、本連盟技術支援会員に加入することができる。

(1) 初級指導員（4月1日現在18歳以上の者が対象）

初級研修 Step 1 及び Step 2 を修了した者又は本連盟が認める資格を持ち Step 1 を修了した者。

(2) 中級指導員（4月1日現在18歳以上の者が対象）

中級研修 Step 3 を受講し、検定に合格した者

(3) 上級指導員（本連盟技術支援会員で4月1日現在20歳以上の者が対象）

本連盟が実施する合宿での指導実践若しくは指導者研修会でのアシスタントとしての指導実践課程修了又は本連盟が認める資格を持ち、本連盟の初級・中級指導員研修を受講し、検定に合格した者

(4) 研修教育指導員（本連盟の技術支援会員で、4月1日現在22歳以上の者が対象）

本連盟指導者養成研修の企画運営、指導者相談課程を修了した者

(5) パラ水泳コーチ（本連盟の技術支援会員で、4月1日現在22歳以上の者が対象）

本連盟推薦により公益財団法人日本パラスポーツ協会（以下「JPSPA」という。）が定める障がい者スポーツコーチ資格研修を受講し、検定を合格した者又は日本水連が定める上級コーチ資格を持ち、本連盟の初級・中級指導員研修を受講し、検定を合格した者

(指導員等の役割)

第4条 指導員等は、常に深い教養と高い品性を保ち、各種ハラスメント防止及び水の事故防止等に意を尽くすとともに、選手への指導について、公認資格の種別により次の役割を果たさなければならない。

(1) 初級指導員

障がいの基本的知識と水泳の導入法、障がい別指導と実践ができ、主として初心者から地域大会レベルの選手までを対象として指導する。

(2) 中級指導員

障がいの基本的知識と水泳の導入法、障がい別指導と実践、指導計画の立案ができ、初心者から全国大会レベルの選手までを対象として指導する。

(3) 上級指導員

科学的・合理的な水泳指導理論を身につけており、パラ水泳競技者の発掘・育成・指導に当たること的能力を備えているもので、専ら全国大会レベルの選手を指導する。

(4) 研修教育指導員

初級指導員から上級指導員までを指導、養成する計画を立案し、研修会の企画運営、指導助言を行う。

(5) パラ水泳コーチ

J P S Aが定める障がい者スポーツコーチ資格を持ち、豊かな実践経験と日本代表選手などの育成・指導経験がある者であって、本連盟が行う合宿、海外遠征等パラ水泳競技者の強化・育成・指導を行う。

(検定委員会)

第5条 本連盟内に指導者等資格検定委員会（以下「検定委員会」という。）を設置する。

2 委員会は、研修受講者の合否を審査決定する。

3 委員会に、次の委員を置く。

委員長 1名

委員 若干名

4 委員長及び委員は、理事会の決議により、理事長が委嘱する。

5 委員の任期は、委嘱の日から開始し、本連盟理事の任期と同じく終了する。但し、再任は妨げない。

6 委員会は、委員長及び委員をもって構成し、委員長が招集して、その議長となる。

7 委員は、電話、インターネット等の通信回線を使用して出席することができる。ただし、その場合には各出席者の音声や映像等が即時に他の出席者に伝わり、適時的確な意見表明が互いにできる仕組みになっており、出席者が一堂に会するのと同等の相互に十分な議論を行うことができる環境であることを要する。

8 委員会の議事は、委員長及び委員の合意により決定する。

9 理事長、常務理事及び事務局長は委員会に出席して意見を述べることができる。この場合において第7項の規定を準用する。

10 本規程に定めるもののほか実施に関し必要な事項は、委員会においてこれを別に定める。

(合格証明書の発行及び登録)

第6条 各研修の検定に合格した者には、本連盟から合格証が発行され、登録申請をすることができる。

2 登録料等は、理事会で定める。

(登録証の交付)

第7条 前条の規定による登録を完了した者に対して有効期間が4年の「登録証」が交付される。

(登録の更新及びその要件)

第8条 登録の継続を希望する者は、資格有効期間が満了するまでに本連盟が定める義務研修を受けなければならない。各資格における義務研修の頻度、内容については別に定める。

(規程の改廃)

第9条 この規程の改廃は、理事会の決議により行う。

附 則 (注) 2019年2月9日開催の理事会において決議

- 1 この規程は、2019年3月1日から施行する。
- 2 この規程が施行される以前の当連盟公認資格については、順次必要な手続きを経て切り替えるものとする。

附 則

この規程は、2020年7月25日から施行する。

附 則 (注) 2021年2月21日開催の理事会において決議

この規程は、2021年3月16日から施行する。

附 則

この規程は、2022年2月12日から施行する。